

令和 8 年 6 月 1 1 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案目次

報告第3号	令和7年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計 算書	1
報告第4号	令和7年度廿日市市下水道事業会計予算繰越計 算書	9
報告第5号	専決処分につき承認を求めることについて	13
報告第6号	専決処分につき承認を求めることについて	19
報告第7号	専決処分につき承認を求めることについて	23
報告第8号	専決処分につき承認を求めることについて	27
報告第10号	専決処分事項の報告について	35
報告第11号	専決処分事項の報告について	37
議案第45号	廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例	39
議案第46号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例	43
議案第47号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	47
議案第48号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	59
議案第49号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税 の不均一課税に関する条例の一部を改正する条 例	65
議案第50号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	69
議案第51号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一 部を改正する条例	73
議案第53号	工事請負契約の締結について	77
議案第54号	工事請負契約の締結について	79
議案第55号	工事請負契約の締結について	81
議案第56号	工事請負契約の変更について	83
議案第57号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区 域内の住居表示の方法について	85

議案第58号	工事請負契約の締結について	89
議案第59号	財産の取得について	91
議案第60号	損賠賠償の額を定めることについて	93
議案第61号	廿日市市農業委員会委員の任命の同意について	95

報告第3号

令和7年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

令和7年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本太郎

令和7年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	金額
②総務費	1 総務管理費	中山間地域振興事業 委託料	円 4,066,000
		職員給与費 職員手当	800,000
		食料品等物価高騰対策支援事業 委託料、交付金、事務費	74,000,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳一般事業 手数料	1,217,000
③民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備事業 補助金	290,208,000
		社会福祉施設整備助成事業 補助金	10,000,000
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業 交付金、事務費	604,000
⑤農林水産業費	1 農業費	農業振興事業 委託料	76,386,000
	2 林業費	林道整備事業 工事請負費	47,165,000
		森林管理事業 委託料	6,556,000
⑥商工費	1 商工費	観光施設管理事業 委託料、工事請負費	28,870,000
⑦土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持管理事業 委託料、工事請負費	55,830,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
4,066,000			4,066,000
800,000		800,000	
38,400,000		38,400,000	
1,217,000		1,217,000	
290,208,000		290,208,000	
10,000,000			10,000,000
604,000		604,000	
76,386,000		73,900,000	2,486,000
47,165,000		47,086,000	79,000
6,556,000			6,556,000
22,129,000		7,300,000	14,829,000
55,230,000		52,759,000	2,471,000

款	項	事業名	金額
⑦土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業 委託料、工事請負費、用地購入費、 補償費	円 459,933,000
		国・県道整備負担金 負担金	13,603,000
		橋りょう整備負担金 負担金	36,460,000
	3 河川費	港湾施設整備負担金 負担金	18,334,000
		海岸保全施設整備負担金 負担金	12,500,000
	4 都市計画費	開発指導一般事業 委託料	7,711,000
		宮島口地区整備事業 委託料、工事請負費	353,984,000
		新機能都市開発推進事業 委託料、工事請負費、負担金	430,593,000
		未来物流産業団地造成事業 委託料	161,600,000
		シビックコア地区整備事業 委託料	19,755,000
		街路畑口寺田線5工区整備事業 用地購入費、補償費	235,214,000
		街路地御前串戸線整備事業 委託料	26,138,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 428,014,000	円	円 387,044,000	円 40,970,000
11,036,000			11,036,000
36,460,000		35,200,000	1,260,000
15,834,000		12,500,000	3,334,000
12,500,000		12,000,000	500,000
7,711,000		3,039,000	4,672,000
353,984,000			353,984,000
426,867,000		391,625,000	35,242,000
161,600,000		138,800,000	22,800,000
19,035,000		8,000,000	11,035,000
129,877,000		118,212,000	11,665,000
21,002,000		19,901,000	1,101,000

款	項	事業名	金額
⑦土木費	4 都市計画費	街路筏津郷線2工区整備事業 用地購入費、補償費	円 58,316,000
	6 砂防費	急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	12,518,000
⑨教育費	2 小学校費	小学校リニューアル事業 工事請負費	125,088,000
		小学校空調設備整備事業 工事請負費	66,203,000
	3 中学校費	中学校リニューアル事業 工事請負費	169,106,000
	5 社会教育費	伝統的建造物群保存推進事業 補助金	10,000,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 58,316,000	円	円 55,358,000	円 2,958,000
11,018,000		10,500,000	518,000
125,088,000		104,986,000	20,102,000
66,203,000		64,646,000	1,557,000
169,106,000		121,977,000	47,129,000
10,000,000		7,375,000	2,625,000

報告第4号

令和7年度廿日市市下水道事業会計予算繰越計算書

令和7年度廿日市市下水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本太郎

令和7年度廿日市市下水道

地方公営企業法第26条第1項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業	円 2,133,512,000	円 934,074,095	円 1,139,168,000
		ポンプ場建設事業	161,116,000	115,500	161,000,000
		処理場建設事業	1,704,150,000	0	1,704,150,000

事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円 626,300,000	円 505,703,000	円 7,165,000	円 60,269,905	円	<p>工事請負費 住吉一丁目地区公共下水道整備工事外14件</p> <p>委託料 早時地区公共下水道実施設計業務委託</p> <p>補償金 早時地区水道管移設補償外2件</p> <p>入札不調、地元調整及び設計変更等に期間を要したことや国の令和7年度一般会計補正予算（第1号）に対応した工事のため</p>
80,500,000	80,500,000	0	500		<p>委託料 廿日市市公共下水道根幹的施設（扇ポンプ場）建設工事委託外1件</p> <p>電気設備の製作に期間を要したことや国の令和7年度一般会計補正予算（第1号）に対応した業務のため</p>
791,400,000	912,735,000	15,000	0		<p>委託料 廿日市市公共下水道根幹的施設（大野浄化センターその4）建設工事委託外4件</p> <p>入札不調、関連工事の遅れ及び設計変更等に期間を要したため</p>

報告第5号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和8年3月31日

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「の種別割」を削る。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）、第84条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中

「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の5第1項及び第7条の8中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第8条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第16項を第5項とし、第17項を第6項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を

「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項を削る。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第44条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号、第17条第3項第2号、第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、軽自動車税等に係る改正規定が令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第6号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和8年3月31日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とし、附則中第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第5項及び第7項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第10項」を「附則第9項」に、「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項若しくは第43項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第15項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
(大野町及び宮島町の編入に伴う廿日市市税条例及び廿日市市都市計画税条例の適用の特例に関する条例の一部改正)
- 4 大野町及び宮島町の編入に伴う廿日市市税条例及び廿日市市都市計画税条例の適用の特例に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「附則第 1 7 項」を「附則第 1 6 項」に改める。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第7号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和8年3月31日

合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（平成24年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

第1条から第4条までの規定中「の種別割」を削る。

別記様式第1号中「軽自動車税（種別割）証紙」を「軽自動車税証紙」に、「Light Vehicle Tax (Category Base) Stamp」を「Light Vehicle Tax Stamp」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律において日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部が改正され、軽自動車税に係る改正規定が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第 8 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和 8 年 3 月 31 日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第5条の5」の次に「、第7条の6」を加える。

第7条の2の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所

得割額)

第7条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,174円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について63円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第7条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 778円
- (2) 特定世帯 389円
- (3) 特定継続世帯 584円

第19条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 822円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 44円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 545円

(イ) 特定世帯 272円

(ウ) 特定継続世帯 408円

第19条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 587円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 32円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 389円

(イ) 特定世帯 195円

(ウ) 特定継続世帯 292円

第19条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 235円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額

の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 156円

(イ) 特定世帯 78円

(ウ) 特定継続世帯 117円

第19条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 176円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 294円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 470円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 587円

第19条第3項中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の

5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第6条」の次に「、第7条の3」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 305,386円

- 2 専決処分年月日 令和8年5月27日

(参考事項)

令和8年2月19日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 205,000円

- 2 専決処分年月日 令和8年3月25日

(参考事項)

令和8年1月16日佐方保育園で発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第45号

廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年6月11日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例

(廿日市市監査委員条例の一部改正)

第1条 廿日市市監査委員条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(廿日市市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 廿日市市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第20

号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(提案理由)

地方自治法等の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第46号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年6月11日

廿日市市長 松本 太郎

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号ア中「2, 160円」を「2, 880円」に改め、同号イ中「1, 080円」を「1, 440円」に、「1, 620円」を「2, 160円」に改める。

第12条第2項中「1, 080円（午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあつては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）」を「1, 440円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における第1項の手当の額は、災害応急作業等に従事した日1日につき、当該各号に定める額（同一の日において、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額）とする。

- (1) 災害応急作業等が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 災害応急作業等が規則で定める著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(提案理由)

国家公務員の特殊勤務手当の額が改定されたことに伴い、本市の緊急消防援助隊として災害応急対策業務に従事する職員の特殊勤務手当の額及び大規模災害において災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の額等を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 4 7 号

廿日市市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶

養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては

20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第9条の2第1項中「附則第7条の3第2項」を「附則第7条の3第3項又は第4項」に改める。

附則第10条の2中第6項を第14項とし、第3項から第5項までを8項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の8項を加える。

- 3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。
- 8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号

資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第8条第1項の改正規定、附則第10条の2の改正規定、附則第10条の3に1項を加える改正規定及び附則第17条の2第1項及び第2項の改正規定（「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分に限る。） 公布の日

- (2) 第 6 3 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 3 4 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定
（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」
に改める部分に限る。） 、附則第 9 条の 2 第 1 項の改正規定及び附則
第 1 7 条の 2 の改正規定（第 1 号に掲げる改正規定を除く。）並びに
次条第 4 項の規定 令和 1 0 年 1 月 1 日
- (4) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び
附則第 1 9 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び
第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改
正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の
1 月 1 日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」とい
う。）第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の
日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 3 6 条
の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受
けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の廿日市市
税条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従
前の例による。

- 2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の
納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律
（令和 8 年法律第 1 2 号。以下この項において「所得税法等改正法」と
いう。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 3 2 年法律
第 2 6 号）第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 1 6 項の規定
により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 1 6 項に規
定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 1 7 項の規
定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 1 7 項に規
定する特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定す
る既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含

む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第3号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第4号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、市民税及び固定資産税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第48号

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則中第16項を第18項とし、第13項から第15項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第12項中「附則第4項及び第6項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第9項」を「附則第11項」に、「附則第10項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則中第10項を第12項とし、第9項を第11項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

4 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

（改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

5 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地

方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化標準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、令和8年

度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(大野町及び宮島町の編入に伴う廿日市市税条例及び廿日市市都市計画税条例の適用の特例に関する条例の一部改正)

- 3 大野町及び宮島町の編入に伴う廿日市市税条例及び廿日市市都市計画税条例の適用の特例に関する条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「附則第16項」を「附則第18項」に改める。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、都市計画税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第49号

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年6月11日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の措置を延長するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第50号

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年6月11日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

廿日市市印鑑条例（昭和49年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項ただし書中「（以下「個人番号カード」という。）（」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下これらを「個人番号カード等」という。）（これらのうち、」に改める。

第16条第1項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第17条第1号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第2号中「個人番号カード（」を「個人番号カード等（」に改める。

第18条第1号及び第3号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部が改正され、個人番号カードの機能を有する特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用が始まることから、窓口において、印鑑登録証明交付申請書に特定在留カード又は特定特別永住者証明書を添えて印鑑登録証明書の交付申請を行うことができるようにするなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第51号

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年6月11日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する
条例

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第16号）の
一部を次のように改正する。

別表公営住宅の部水之越住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市営住宅の用途廃止を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第53号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり廿日市市スポーツセンター熱源機等改修工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工 事 名 廿日市市スポーツセンター熱源機等改修工事
- 2 工事場所 廿日市市串戸六丁目1番1号
- 3 請負金額 183,483,300円
- 4 請 負 者 廿日市市梅原一丁目4番39号
株式会社 竹内
代表取締役 竹 内 朗

(提案理由)

廿日市市スポーツセンター熱源機等改修工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第54号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり宮島中学校特別教室棟解体工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工 事 名 宮島中学校特別教室棟解体工事
- 2 工事場所 廿日市市宮島町779番地2
- 3 請負金額 195,250,000円
- 4 請 負 者 廿日市市木材港北5番20号
株式会社 シンテツ
代表取締役 河 野 哲 也

(提案理由)

宮島中学校特別教室棟解体工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 5 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり市道熊ヶ浦鯛ノ原線橋梁^{りょう}上部工製作工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めらる。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 市道熊ヶ浦鯛ノ原線橋梁^{りょう}上部工製作工事
- 2 工事場所 廿日市市大野字早時地内
- 3 請負金額 2 2 9 , 3 8 1 , 9 0 0 円
- 4 請 負 者 広島市中区上八丁堀 7 番 1 号
佐藤鉄工株式会社広島営業所
所長 藤 山 賢 二

(提案理由)

市道熊ヶ浦鯛ノ原線橋梁^{りょう}上部工製作工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第56号

工事請負契約の変更について

令和8年議案第37号により議決を得た新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（4工区）の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本 太郎

「3 請負金額 212,300,000円」を「3 請負金額 193,779,300円」に改める。

(提案理由)

令和8年議案第37号により議決を得た新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事(4工区)の請負契約については、近接工事による諸経費調整により請負金額を変更する必要性が生じたので、市議会の議決を求めるものである。

議案第 57 号

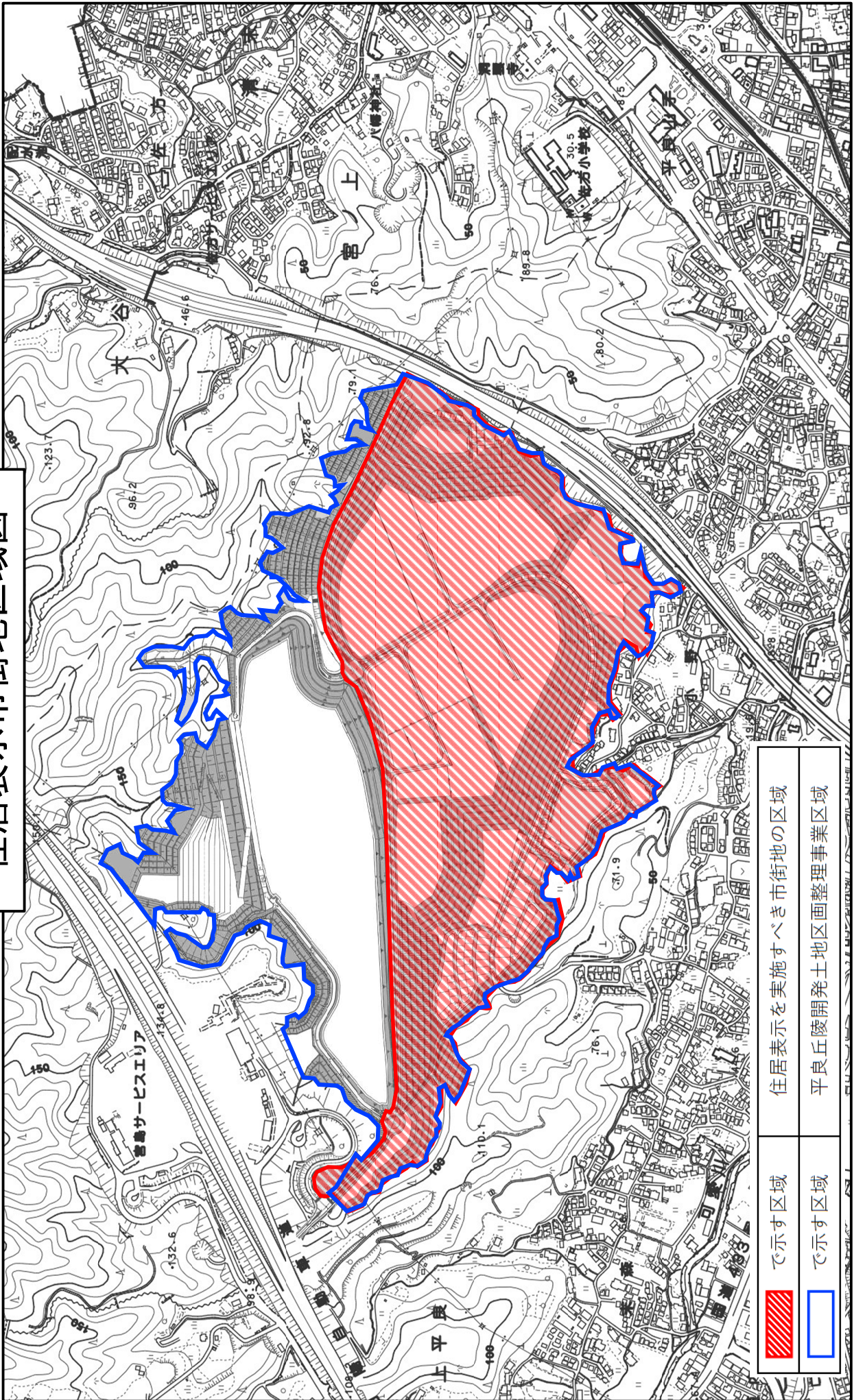
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によることについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日

廿日市市長 松 本 太 郎

住居表示市街地区域図



(提案理由)

平良丘陵開発土地区画整理事業区域の一部及びその区域に隣接する土地の一部について、住居表示を実施するため、市議会の議決を求めるものである。

議案第58号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり宮島水族館設備更新及び施設修繕工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工事名 宮島水族館設備更新及び施設修繕工事
- 2 工事場所 廿日市市宮島町10番地3
- 3 請負金額 479,380,000円
- 4 請負者 広島市中区上八丁堀4番1号
五洋建設株式会社中国支店
常務執行役員支店長 谷川 純一

(提案理由)

宮島水族館設備更新及び施設修繕工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第59号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 財産の表示

品名 小型除雪車

数量 1台

2 取得価格 41,800,000円

3 相手方 広島市安佐北区安佐町大字飯室6362番地2

株式会社 イトー

代表取締役 伊藤 滋

(提案理由)

吉和地域における道路除雪事業に使用する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第60号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 損害賠償額 1,265,800円

(提案理由)

令和8年4月5日市道地御前対巖山線路上で発生した道路法面倒竹事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 1 号

廿日市市農業委員会委員の任命の同意について

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の者を廿日市市農業委員会の委員に任命することについて、市議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 岩 木 國 明

氏 名 岡 真由美

氏 名 神 鳥 正 貴

氏 名 木 浦 紀 幸

氏 名 河 井 孝 之

氏 名 是 佐 恵美子

氏 名 中 谷 純 子

氏 名 古 川 憲 吾

氏 名 山 田 政 則

氏 名 吉 田 雅 子

氏 名 阿 部 勝 也

氏 名 久 保 田 智 恵

氏 名 増 田 泰 和

氏 名 松 浦 正 人

(提案理由)

廿日市市農業委員会の委員岩木國明、岩本博志、岡真由美、梶原安行、神鳥正貴、木浦紀幸、河井孝之、是佐恵美子、中田安義、中谷純子、古川憲吾、松井祥壯、山田政則及び吉田雅子の任期が、令和8年7月19日をもって満了するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。